

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 県民税関係

- (1) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除対象となる寄附金を特例控除対象寄附金とすることとした。（第31条、附則第10条の4、第10条の5関係）
- (2) 寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講ずることとした。（附則第11条、第11条の2関係）

2 不動産取得税関係

次に掲げる特例措置等の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。（附則第22条、第22条の2関係）

- (1) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置
- (2) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

3 自動車取得税関係

- (1) 申告納付によるとされている自動車取得税について、電子申告の形態が地方税共同機構の設立に併せて変更されることに伴い、規定の整備をすることとした。（第92条関係）

- (2) 次に掲げる特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第24条の2、第24条の2の3関係）

ア 環境への負荷の少ない自動車の取得に係る税率の特例措置

イ 環境への負荷の少ない中古自動車の取得に係る課税標準の特例措置

- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のノンステップバス又はリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第24条の2の3関係）

- (4) 次に掲げる特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第24条の2の3関係）

ア 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置

イ 一定の乗用車若しくはバス又はトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置

- (5) 対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る納税義務を免除する特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第24条の2の4関係）

4 自動車税関係

- (1) 証紙徴収によるとされている自動車税の月割課税分について電子申告がされた場合には電子納付を認めている特例に関して、電子申告の形態が地方税共同機構の設立に併せて変更されることに伴い、所要の整備をすることとした。（第104条の3関係）

- (2) 対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認める自動車を平成31年4月1日から平成31年9月30日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、平成31年度分の納税義務を免除する特例措置を講ずることとした。（附則第25条の2関係）

5 狩猟税関係

- (1) 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。（附則第30条関係）

- (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平

成36年3月31日まで延長することとした。（附則第30条関係）

- (3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。（附則第30条の2関係）

6 その他

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第14条、第47条、附則第9条、第25条関係）

7 施行期日等

- (1) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、1は、同年6月1日から施行することとした。（附則第1条関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条～第4条関係）